

環境アセスメントに係るお知らせ

令和 7 年 7 月 1 日

川崎市環境影響評価に関する条例第 27 条に基づき（仮称）東扇島物流施設建設計画に係る条例環境影響評価書（以下「条例評価書」と表記）の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例評価書」とは、条例環境影響評価審査書の内容に基づき、指定開発行為者が条例環境影響評価準備書の記載事項に検討を加えて作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	R W 東扇島特定目的会社
	名 称	（仮称）東扇島物流施設建設計画
	種 類	大規模建築物の新設（第 2 種行為） 都市計画法第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為（第 2 種行為）
	実施区域	川崎区東扇島 2 3 番地 1 号
	目 的	物流施設の建設
	内 容	延べ面積：約 302,360 m ² 開発区域の面積：約 66,120 m ²
	施行期間	令和 7 年 7 月～令和 11 年 1 月
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和 7 年 7 月 1 日（火）～7 月 30 日（水）
	縦覧場所及び時間	川崎区役所 2 階、大師支所仮庁舎 2 階、 環境局環境評価課（市役所本庁舎 20 階窓口⑥） 午前 8 時 30 分～午後 5 時（環境局環境評価課は午後 5 時 15 分まで） ※全ての縦覧場所で縦覧開始日は、午前 10 時から縦覧を行います。 ※土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
	ホームページ	ホームページから条例評価書の閲覧ができます。  検索 川崎市 アセス図書の公表  https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
問合せ先		川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921